

# 第2回「今後の認証制度のあり方に関する検討会」

## 【議事次第】

1. 開会
2. 資料確認
3. 議事
  - ① リコール制度の創設・拡充の経緯について
  - ② リコールに関する不正行為を行った自動車メーカー等に対する型式指定のあり方について
4. その他
5. 次回検討会の日程確認(11月26日(金)午後:国土交通省2号館低層棟共用会議室5)
6. 閉会

## 【配布資料】

- 資料1: 第1回「今後の認証制度のあり方に関する検討会」議事録  
資料2: リコール制度の創設・拡充の経緯について  
資料3: リコールに関する不正行為を行った自動車メーカー等に対する型式指定のあり方のイメージ(案)

参考資料1: 第1回「今後の認証制度のあり方に関する検討会」議事概要

参考資料2: 我が国その他製品に関する制度について

参考資料3: 消費生活用製品安全法 (抄)

参考資料4: 公益通報者保護法 (要旨)

平成16年11月16日

国土交通省自動車交通局

(参考)

「今後の認証制度のあり方に関する検討会」委員名簿

<委員>

- ◎吉本 堅一 東京大学名誉教授  
岸本喜久雄 東京工業大学大学院理工学研究科教授  
廣瀬 久和 東京大学大学院法学政治学研究科教授  
鶴岡 憲一 読売新聞社編集委員  
磯村 浩子 (社)日本消費生活アドバイザーコンサルタント協会消費生活研究副所長  
藤原 敬生 (社)日本自動車連盟公益事業部長  
豊田 榮次 (社)全日本トラック協会専務理事  
金井 誠太 (社)日本自動車工業会技術管理委員会委員長  
和田 政信 日本自動車輸入組合常務理事

(敬称略、順不同)

◎：座 長

<事務局>

国土交通省自動車交通局、(独)交通安全環境研究所自動車審査部

## 第1回「今後の認証制度のあり方に関する検討会」議事録

### 1. 日 時

平成16年10月26日(火) 13:30~15:30

### 2. 場 所

国土交通省2号館低層棟 共用会議室5

### 3. 出席者(敬称略:順不同)

#### <検討員>

吉本堅一、廣瀬久和、鶴岡憲一、磯村浩子、藤原敬生、豊田榮次、金井誠太、和田政信  
の各検討員

#### <国土交通省>

金澤自動車交通局長、久米技術安全部長、中田総務課長、増井審査課長 他

### 議事次第

#### 議事

- ①「今後の認証制度のあり方に関する検討会」について
- ②リコールに係る不正行為事案及びその対応の説明
- ③我が国及び諸外国の自動車認証・リコール制度の紹介
- ④我が国その他製品に関する制度の紹介

#### 議事概要

##### ○座長選任について

座長は、吉本堅一東京大学名誉教授が選任された。

##### <質疑・応答> (●質問・意見、→質問・意見に対する回答)

##### ①今後の認証制度のあり方に関する検討会について

資料1に基づき事務局より説明。

●検討項目は今後の対応とか、今後の制度面等々を検討するというところにウエートが置かかれていると考えているのか。これまでのどこに問題があったかというようなところは直

接この委員会の対象ではないということか。

→これまでの問題点を踏まえた上で、今度どうしたらいいかというほうが重点ということ。

●検討項目は、両方必要だと思っている。しかしやつていくと切りがないという面があるから、あまり後ろ向きなのがいいとは思わないが、ある程度、どこに問題があったかということは検討に入れていただけるとありがたい。

●中間とりまとめが11月末だということであるが、最終とりまとめというのはいつごろを考えているのか。

→まずは、中間のほうだけセットさせていただき、その後の話については、今回のリコールの問題と切り離した形で、どうあるべきかということになると思うので、その時点でスケジュールを組まして頂きたい。

## ②リコールに係る不正行為事案及びその対応の説明

資料2に基づき説明。

●型式指定の審査の段階で、審査を厳しく実施していれば、今回のような不正事案は防げた可能性もあるのではないか。

## ③我が国及び諸外国の自動車の自動車認証・リコール制度の紹介

資料3に基づき説明。

●ヨーロッパは、安全問題については、規制緩和ではなく強化の方向。アメリカも決して放任ではない。経済学の専門家の方は割に、あそこは何もかも規制緩和だと言っているようであるが、実態を見ると、食品と薬品と車については、非常に日常生活に密接なので、それは連邦が日本以上にしっかりした規制をしている。

●米国は、何か起きたときの損害賠償のP.L.訴訟というのはすごいから、あれがものすごく抑止力になっている。そういうのが総合的に、アメリカでは非常に安全な方向に向けた規制になっている。

●日本のリコール制度も創設されて以来、罰則を強化したり、流れがずっとあった。次回までにそのところはちょっと補足してほしい。

●自動車のリコールの基準について、もう少し一般的に、危ないかどうかというところはどうも基準に入っていないような気がする。もうちょっと柔軟に、ルール自体が古くなることもあるので、そこはやっぱり、基本はとにかく市場に出るものは安全であるという、そういう方向の規制ができるようにして頂きたいと思っている。

→今のご指摘については、通達ベースの改善対策という制度でリコールに準ずる対策としてとっている。

●どうしてリコールを隠すというようなことができたのかとかは、全体の中でやはり位置づけないと、問題がちゃんと見えてこないのでないかと考える。ですから（今後）このリコール制度とか認証制度そのものについても検討していただいているのは、大変ありがたいと思っている。

●ユーザーの希望としては、リコールに関する手続きを適正に行うことはもとより、品質管理体制等を強化し、リコールの件数を減らして欲しい。

●ユーザーの立場からは、自動車を製作する会社が、リコール制度に則って適正に対応できる会社であること、また、信頼できる会社であることが必要。それらをチェックできるような仕組みをどのように作るかが課題。

●昨年11月に、消費者満足に関する意識調査をして、そこで企業の違法行為や不祥事への対応行動について聞いた。選択肢の中で一番多かったのは、「企業の対応により態度を決める」というので54%ぐらいであった。その次が「製品を意識的に買わない」というので39%ぐらいであった。これを見ると、不祥事があって反省すべきはずなのに、型式指定を受けてすぐに新しいのを売り出すというあたりについては、まだ反省というか、問題への対応が十分ではないのではないかという意識につながると思う。ここから類推すると、「企業の対応により態度を決める」という、そのあたりが、「ルールにより一定期間は認証をしない」とか、「それに対する対応策を考える」というところに結びついていくのではないかと思う。

●認証を強化する、審査を強化するというのは、結局何か、審査を強化したって100%

は見られない。ですからむしろメーカー側がしっかりやるような、やらなかつたら社会的に制裁を受けるようなことを考えない限りだめなのかなという気がする。というのは、認証とリコールというのは事象が全然別である。リコールという、今問題にされているのは、ちゃんと公開しなかつた、届け出なかつた、隠したこと。認証のほうで強度計算書を出させるというのは、これは技術。技術の話とマネジメント。マネジメント的な問題を技術で幾ら審査しても、多分審査し切れないんじゃないかなという気がしている。

●アメリカの場合は結果責任を強く問うという形だと思う、日本と比べて。日本の場合は事前規制というか、型式申請があった場合に審査を行うと。その審査の方式の中に、ルールの中に結果責任を問うという、特に不正が行われた場合に、より厳しく問うというルールを盛り込むということは可能ではないかと思う。対応力の不足が確認されているにもかかわらず、型式申請があった場合、それをすっと通しちゃっていいのかどうかという、そこが今回の最大の問題ではないかと理解している。

●認証を行った後に数年後に何らかの形で再審査を行うという仕組みを検討することも一案ではないか。

#### ④我が国その他製品に関する制度の紹介

資料4に基づき説明

##### ○開催日等について

次回は11月16日（火）、次々回は11月26日（金）に開催することとなった。

## リコール制度の創設・拡充の経緯について

### ○リコール制度の創設：昭和44年6月施行

「自動車の構造装置に起因する事故の防止について」を通達し、リコール届出の受付を開始。

### ○リコール制度の省令化：昭和44年9月施行

「自動車型式指定規則」（省令）を改正することにより、リコール制度を創設。罰則はなし。

### ○リコール制度の法律化及び罰則規定等の整備：平成7年1月施行

「道路運送車両法」（法律）を改正することにより、リコール制度を法律化。併せて、リコール勧告などの規定や罰則規定を整備。

#### 罰 則

- 届出義務違反：過料20万円以下  
(いわゆる「リコール隠し」)
- 虚偽報告：
  - ・罰金20万円以下
  - ・法人両罰20万円以下

#### リコール勧告制度

リコールが必要であるのに適正に実施されない

#### リコール勧告

実施されない場合

#### 公表

### ○リコール制度の罰則強化：平成10年11月施行

「道路運送車両法」（法律）を改正することにより、届出義務違反の罰則を強化。

#### 罰 則

- 届出義務違反：過料100万円以下  
(いわゆる「リコール隠し」)
- 虚偽報告：
  - ・罰金20万円以下
  - ・法人両罰20万円以下

### ○リコール命令制度の創設及び罰則の強化等：平成15年1月施行

「道路運送車両法」（法律）を改正することにより、リコール命令制度を創設するとともに、罰則を大幅に強化。なお、この改正時に後付け装置リコール制度も創設（16年1月施行）。

#### 罰 則

- 届出義務違反：
  - ・懲役1年以下
  - 又は罰金300万円以下（併科可能）
  - ・法人両罰2億円以下  
(いわゆる「リコール隠し」)
- 虚偽報告：
  - ・懲役1年以下
  - 又は罰金300万円以下（併科可能）
  - ・法人両罰2億円以下
- リコール命令違反・懲役1年以下  
又は罰金300万円以下（併科可能）
  - ・法人両罰2億円以下

#### リコール命令制度

リコールが必要であるのに適正に実施されない

#### リコール勧告

実施されない場合

#### 公表

実施されない場合

#### 命令

TREAD法(Transportation Recall Enhancement, Accountability, and Documentation Act:運輸リコール強化、報告責任及び文書に関する法律(仮称))の概要  
 (自動車のリコール制度に関するものに限る)

(2004年9月30日現在)			
条項	内容	状況	我が国の類似規定
03(a)	<p>【海外における欠陥】</p> <p>米国で販売している自動車と同一又は類似の自動車について、</p> <p>(1) 自動車製作者が外国で安全リコール又はその他の安全キャンペーンを行うことを決定した場合</p> <p>(2) 外国政府が、安全リコール又はその他の関連キャンペーンを実施すべきと決定した場合</p> <p>には、その決定から5日労働日以内に運輸長官に報告しなければならない。</p>	<p>報告内容等の詳細を定めた最終規則が、2002年10月11日に公布。</p> <p>交通局長通達：平成6年12月1日付けにより、平成7年1月1日から実施。</p>	<p>外国のみにおいて改善措置を講じるとき、又は講じる旨の情報を入手したときは、国土交通省に速やかに報告を行うものとする。</p> <p>(「リコールの届出当に関する取扱要領について(自動車」</p>
03(b)	<p>【早期警告報告要件】</p> <p>自動車製作者は、運輸長官に対し、早期警告報告(製品情報、死傷事故に関する情報、保障請求件数等)について報告しなければならない。</p>	<p>報告内容等の詳細を定めた最終規則が2002年7月10日に公布。ただし、当該情報の公開について、現在、政府と消費者団体の間で裁判が行われている状況。</p>	<p>道路運送車両法に基づき、自動車の不具合情報等について、自動車メーカーに定期報告を義務付けることとしている。現在、報告内容の詳細について調整中。</p>

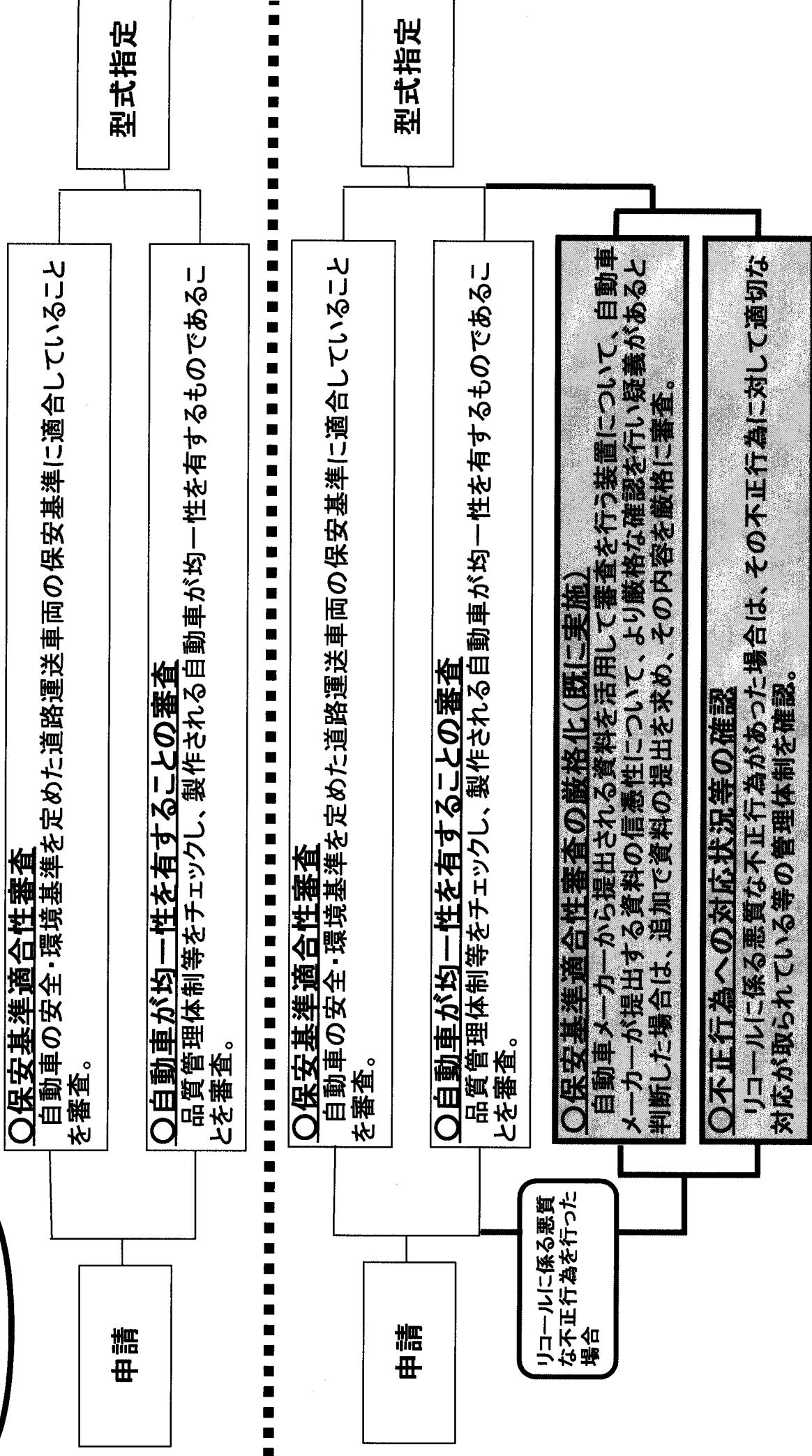
04	【無償改修期間の延長】 無償改修する自動車の車齢を、8年から10年に延長。		特段の定めなし
05(a)	【行政罰の強化】  1件当たりの民事罰の上限を1,000ドルから5,000ドルに強化するとともに、一連の違反に対する民事罰の上限を1500万ドルに強化。  報告義務違反に関する民事罰を創設し、1件1日当たりの上限を5,000ドル、一連の違反に対する上限を1500万ドルに設定。	「届出義務違反」「虚偽報告」「リコール命令違反」に対し、 <ul style="list-style-type: none"><li>• 懲役1年以下、罰金300万円以下(併科可能)</li><li>• 法人両罰2億円以下</li></ul>	
05(b)	【刑事罰の強化】  死亡又は重傷をもたらした安全関連欠陥に関する情報の虚偽又は隠蔽に対する刑事罰として、罰金又は15年以下の禁固、又はその両方を課す。		
06(b)	【改善措置実施計画の加速要求】  メーカーの策定する改善措置実施計画が、死亡事故又は重傷事故のリスクを回避するために緩慢と判断した場合、運輸長官は、当該改善措置実施計画の加速を要求することができる。	手続き等の詳細を定めた最終規則が2002年12月5日に公布。	自動車製作者等は、改善措置の実施状況について国土交通大臣に報告しなければならない。

## リコールに関する不正行為を行った自動車メーカー等に対する型式指定のあり方のイメージ(案)

### 資料3

リコールに係る不正行為を行った場合、また、提出する資料に疑義がある場合の今後の認証における対応は、以下のとおり。

通常の審査



## 参考資料 1

### 第1回「今後の認証制度のあり方に関する検討会」議事概要

#### 1. 日 時

平成16年10月26日(火) 13:30~15:30

#### 2. 場 所

国土交通省2号館低層棟 共用会議室5

#### 3. 出席者(敬称略:順不同)

##### <検討員>

吉本堅一、廣瀬久和、鶴岡憲一、磯村浩子、藤原敬生、豊田榮次、金井誠太、和田政信の各  
検討員

##### <国土交通省>

金澤自動車交通局長、久米技術安全部長、中田総務課長、増井審査課長 他

#### 4. 議事概要

##### ○座長選任について

- ・ 座長は、吉本堅一東京大学名誉教授が選任された。

##### ○検討会について

- ・ 国土交通省より、検討会の進め方、リコールに係る不正行為事案及びその対応の説明、  
日本及び諸外国の自動車認証・リコール制度の紹介、日本の他製品に関する制度の紹介を行った。
- ・ 今後の検討会は資料1の検討項目、スケジュール等により進めることで了承された。

##### ○主な発言等

- ・ ユーザーの立場からは、自動車を製作する会社が、リコール制度に則って適正に対応できる会社であること、また、信頼できる会社であることが必要。それらをチェックできるような仕組みをどのように作るかが課題。
- ・ ユーザーの希望としては、リコールに関する手続きを適正に行うことはもとより、品質管理体制等を強化し、リコールの件数を減らして欲しい。
- ・ 型式指定の審査の段階で、審査を厳しく実施していれば、今回のような不正事案は防げた可能性もあるのではないか。
- ・ 認証を行った後に数年後に何らかの形で再審査を行うという仕組みを検討することも一案ではないか。

##### ○次回開催日等について

- ・ 次回は11月16日(火)、次々回は11月26日(金)に開催する予定。

我が国その他製品の認証等に関する現行法制度について、これまでの調査結果は以下のとおり。

## 1. 概要

法令違反・虚偽報告等の重大な不正を行った事業者に対して、現行法上何らかのペナルティを課すことができるとされている制度について

- (1) 該当する過去の型式の取消しを経ずに、当該事由のみにより直接、新たな型式を認めないとする制度の立法例は見当たらない。
- (2) 該当する過去の型式を取り消した場合、その取消しをもって欠格事由として、当該指定を取り消された「者」(製造者)が、以降の新たな型式指定を一定期間受けることができないとする立法例はある。

## 2. 現行法令における関連制度・規定の具体例

- (1) まず、製品の認証制度ではなく、事業者に対する一般的監督を行う法令においては、特定の行政処分（許認可等）に係る局面での不正行為を超えて、同法上の他の局面における法令違反等も考慮事由として（当該法令全般における違反等を理由に）当該処分の取消し等を認めている例がある。

ただし、そのような場合でも、当該行政処分の取消しが新たな行政処分を行うに当っての一定期間の欠格事由とされているのみであり、（不正行為に係る過去の）処分の取消しを行わないまま、直ちに一定期間新たな処分を受けることができないといった服喪期間が設けられているものは見当たらない。

<例> 道路運送法（昭和26年法律第183号）（抄）

（許可の取消し等）

第四十条 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。
- 二・三 （略）

（欠格事由）

第七条 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、一般旅客自動車運送事業の許可をしてはならない。

- 一 許可を受けようとする者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者であるとき。

二 許可を受けようとする者が一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受け、取消しの日から二年を経過していない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員（中略）として在任した者で当該取消しの日から二年を経過していないものを含む。）であるとき。

三・四 （略）

(2) 製品に関する規制であっても、型式認証ではなく、当該製品の「製造者」の登録等を行う制度については、(1)に例示した、事業者に対する一般的監督を行う法制度と同様の位置づけとして、同じような処分取消し、一定の欠格期間等のスキームを設けているものが多い。

<例> 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）（抄）

（特定飼料等製造業者の登録）

第七条 特定飼料等製造業者は、農林水産省令で定める特定飼料等の種類に従い、その事業場ごとに、農林水産大臣の登録を受けることができる。

2・3 （略）

4 第二項の規定により申請をした特定飼料等製造業者は、当該事業場における特定飼料等製造設備、特定飼料等検査設備、製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織並びに第九条第五号の検査の方法について、農林水産大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、同項の申請書に第十条第二項の書面を添えたときは、この限りでない。

（欠格条項）

第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第十八条又は第二十二条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録の取消し）

第十八条 農林水産大臣は、登録特定飼料等製造業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- 一 第四条、第五条第一項、第六条第二項若しくは第三項又は第十三条第一項若しくは第四項の規定に違反したとき。
- 二 第八条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 三 前条の規定による命令に違反したとき。
- 四 不正の手段により第七条第一項の登録若しくはその更新又は第十三条第一項の変更登録を受けたとき。

（基準及び規格）

第三条 農林水産大臣は、飼料の使用又は飼料添加物を含む飼料の使用が原因となって、有害畜産物（家畜等の肉、乳その他の食用に供される生産物で人の健康をそこなうおそれがあるものをいう。以下同じ。）

が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物（家畜等に係る生産物をいう。以下同じ。）の生産が阻害されることを防止する見地から、農林水産省令で、飼料若しくは飼料添加物の製造、使用若しくは保存の方法若しくは表示につき基準を定め、又は飼料若しくは飼料添加物の成分につき規格を定めることができる。

（検定及び表示）

第五条 第三条第一項の規定により規格が定められた飼料又は飼料添加物で、その飼料の使用又はその飼料添加物を含む飼料の使用が原因となって、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されるおそれが特に多いと認められるものとして政令で定めるもの（以下「特定飼料等」という。）は、独立行政法人肥飼料検査所（以下「検査所」という。）が農林水産省令で定める方法により行う検定を受け、当該特定飼料等又はその容器若しくは包装に、これに合格したことを示す特別な表示が付されているものでなければ、販売してはならない。ただし、次に掲げる特定飼料等については、この限りでない。

- 一 第七条第一項の登録を受けた特定飼料等製造業者（特定飼料等の製造を業とする者をいう。以下同じ。）が製造した特定飼料等であつて、第十六条第一項の表示が付されているもの  
(以下略)

（登録の基準）

第九条 農林水産大臣は、第七条第一項の登録の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、登録をしなければならない。

- 一 特定飼料等製造設備が農林水産省令で定める技術上の基準に適合していること。
- 二 特定飼料等検査設備が農林水産省令で定める技術上の基準に適合していること。
- 三 製造管理及び品質管理の方法並びに検査のための組織が農林水産省令で定める基準に適合していること。
- 四 農林水産省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が特定飼料等の検査を実施し、その数が農林水産省令で定める数以上であること。
- 五 特定飼料等検査規程で定める特定飼料等の検査の方法が第五条第一項の農林水産省令で定める方法に適合していること。

（3）次に、製品の認証制度については、法令違反・虚偽報告等の不正を行った事業者に対して、型式認証において現行法上何らかのペナルティを課すことができる  
とされているのは、当該型式認証に係る申請等の局面で不正があった場合に限られ、当該型式認証に係る行為の局面を超えた、同法上の他の局面における法令違反等をも考慮事由として（当該法令全般において違反があった場合に）、認証の取消し等を行ってはいないものも多く見られる。

＜例＞ 清化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）（抄）

（認定）

第十三条 清化槽を工場において製造しようとする者は、製造しようとする清化槽の型式について、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

（以下略）

（認定の基準）

第十五条 国土交通大臣は、第十三条第一項又は第二項の認定の申請に係る型式の浄化槽が建築基準法及びこれに基づく命令で定める浄化槽の構造基準に適合すると認めるときは、認定をしなければならない。

(認定の取消し)

第十八条 国土交通大臣は、第十五条に規定する浄化槽の構造基準が変更され、既に第十三条第一項又は第二項の認定を受けた浄化槽が当該変更後の浄化槽の構造基準に適合しないと認めるときは、当該認定を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、第十三条第一項の認定を受けた浄化槽製造業者が、不正の手段により同項の認定を受けたとき、同項の認定を受けた型式と異なる浄化槽を製造したとき（試験的に製造したときを除く。）、又は前条第一項の規定に違反したときは、当該認定を取り消すことができる。

(認定の表示等)

第十七条 浄化槽製造業者は、当該認定に係る型式の浄化槽（中略）を販売する時までに、これに国土交通省令で定める方式による表示を付さなければならぬ。

(登録)

第二十一条 浄化槽工事業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、五年とする。

(4) 他方、(3)のケースよりも、取消し事由を広くとらえていたり（例えば、同法上の他の局面における法令違反等も考慮事由としたり）、取消し後の一定の欠格期間等のスキームを設けるなど、(1)、(2)にあげた事業監督の制度と類似した規定をおいている型式認証制度もあり、参考になる。（当該認証の前提として、製造者の登録等の制度をおいているものもある。）

ただし、これらの型式認証制度については、基本的には、「製品」という物だけでなく「製造者」にも着目した要素のある規制制度となっている。

<例> 計量法（平成4年法律第51号）（抄）

(製造事業者に係る型式の承認)

第七十六条 届出製造事業者は、その製造する特定計量器の型式について、政令で定める区分に従い、経済産業大臣又は日本電気計器検定所の承認を受けることができる。

2 前項の承認を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣又は日本電気計器検定所に提出しなければならない。

(以下略)

(承認の基準)

第七十七条 第八十八条（第八十九条第四項において準用する場合を含む。）又は第八十九条第五項の規定により承認を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者は、前条第一項の承認を受けることができない。

2 経済産業大臣又は日本電気計器検定所は、前条第一項の承認の申請に係る特定計量器の構造が第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合するときは、その承認をしなければならない。

(承認の取消し)

第八十八条 経済産業大臣は、承認製造事業者又は承認輸入事業者が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

- 一 第七十九条第一項（第八十一条第三項において準用する場合を含む。）又は第八十四条第三項の規定に違反したとき。
- 二 第四十四条又は第八十六条の規定による命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第七十六条第一項又は第八十一条第一項の承認を受けたとき。

(承認製造事業者に係る基準適合義務)

第八十条 承認製造事業者は、その承認に係る型式に属する特定計量器を製造するときは、当該特定計量器が第七十一条第一項第一号の経済産業省令で定める技術上の基準（同条第二項の経済産業省令で定めるものを除く。以下「製造技術基準」という。）に適合するようにしなければならない。ただし、輸出のため当該特定計量器を製造する場合においてあらかじめ都道府県知事に届け出たとき、及び試験的に当該特定計量器を製造する場合は、この限りでない。

(改善命令)

第四十四条 経済産業大臣は、届出製造事業者が前条の経済産業省令で定める基準に従って特定計量器の検査を行っていないと認める場合において、当該特定計量器の適正な品質を確保するために必要があると認めるときは、その届出製造事業者に対し、当該特定計量器の検査のための器具、機械若しくは装置の改善又はその検査の方法の改善に関し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。ただし、前条ただし書の場合は、この限りでない。

(改善命令)

第八十六条 経済産業大臣は、承認製造事業者又は承認輸入事業者が第八十条又は第八十二条の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、その製造し、又は輸入する特定計量器が製造技術基準に適合するるために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

○ 高圧ガス保安法（抄）

(容器又は附属品の型式の承認)

第四十九条の二十一 登録容器等製造業者は、製造しようとする容器又は附属品の型式について、経済産業大臣の承認を受けることができる。

- 2 前項の承認を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。（以下略）
- 3 前項の申請書には、経済産業省令で定める数量の試験用の容器又は附属品及びその構造図その他の経済産業省令で定める書類を添えなければならない。（以下略）

(承認の基準)

第四十九条の二十二 経済産業大臣は、前条第一項の承認の申請が次の各号（略）のいずれにも該当すると認めるときは、承認をしなければならない。

- 一 申請に係る試験用の容器又は附属品が、容器にあつては第四十四条第四項の規格に、附属品にあつては第四十九条の二第四項の規格に適合していること。

**二 申請者が申請に係る容器又は附属品の属する容器等事業区分について第四十九条の五第一項の登録を受けていること。**

(容器等製造業者の登録)

第四十九条の五 容器又は附属品の製造の事業を行う者は、経済産業省令で定める容器又は附属品の製造の事業の区分（以下「容器等事業区分」という。）に従い、その工場又は事業場ごとに、経済産業大臣の登録を受けることができる。

- 2 前項の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 当該容器又は附属品の製造のための設備であつて経済産業省令で定めるもの（以下「容器等製造設備」という。）の名称、性能及び数

五 当該容器又は附属品の検査のための設備であつて経済産業省令で定めるもの（以下「容器等検査設備」という。）の名称、性能及び数

六 当該容器又は附属品の品質管理の方法及び検査のための組織に関する事項であつて経済産業省令で定めるもの

- 3 前項の申請書には、当該容器又は附属品の検査を行う方法を定める規程、工場又は事業場の図面その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

- 4 第二項の規定により申請をした者は、当該工場又は事業場における容器等製造設備、容器等検査設備、品質管理の方法及び検査のための組織並びに第四十九条の七第五号の検査の方法について、経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。（以下ただし書き 略）

(欠格条項)

第四十九条の六 次の各号の一に該当する者は、前条第一項の登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第四十九条の十七又は第四十九条の三十二第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

(登録の取消し)

第四十九条の十七 経済産業大臣は、登録容器等製造業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- 一 第四十四条第一項、第四十五条第三項、第四十九条の三第二項又は第四十九条の十二の規定に違反したとき。
- 二 第四十九条の六第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 三 第四十一条第二項、第四十九条の二十六、第四十九条の二十七又は第四十九条の三十の規定による禁止又は命令に違反したとき。
- 四 不正の手段により第四十九条の五第一項の登録又はその更新を受けたとき。

(承認の取消し)

第四十九条の二十九 経済産業大臣は、第四十九条の二十一第一項の承認を受けた登録容器等製造業者が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

- 一 第四十九条の二十四第二項の規定に違反したとき。
- 二 第四十九条の二十六、第四十九条の二十七又は次条の規定による禁止又は命令に違反したとき。

**三 第六十五条第一項の条件に違反したとき。**

**四 不正の手段により第四十九条の二十一第一項の承認を受けたとき。**

(基準適合義務等)

第四十九条の二十四 第四十九条の二十一第一項の承認を受けた登録容器等製造業者が当該承認に係る型式の容器又は附属品を製造する場合においては、容器にあつては第四十四条第四項の規格に、附属品にあつては第四十九条の二第四項の規格に適合するようにしなければならない。(以下ただし書き 略)

2 前項の登録容器等製造業者は、容器等検査規程に従い、その製造に係る同項の容器又は附属品について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

(刻印の禁止等)

第四十九条の二十六 経済産業大臣は、第四十九条の二十一第一項の承認を受けた登録容器等製造業者が製造した容器又は附属品であつて、当該承認に係るもの(略)が、容器にあつては第四十四条第四項の規格に、附属品にあつては第四十九条の二第四項の規格に適合していない場合において、災害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、当該登録容器等製造業者に対し、一年以内の期間を定めて前条第一項若しくは第三項の刻印又は同条第二項の標章の掲示をすることを禁止することができる。

(改善命令)

第四十九条の二十七 経済産業大臣は、次の場合には、登録容器等製造業者に対し、容器等製造設備若しくは容器等検査設備の修理又は改造、品質管理の方法及び検査のための組織の改善、容器等検査規程の変更その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 容器等製造設備が第四十九条の七第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合してないとき。
- 二 容器等検査設備が第四十九条の七第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合してないとき。
- 三 品質管理の方法及び検査のための組織が第四十九条の七第三号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していないとき。

四～六 (略)

(災害防止命令)

第四十九条の三十 経済産業大臣又は都道府県知事は、第四十九条の二十一第一項の承認を受けた登録容器等製造業者が当該承認に係る容器又は附属品(中略)であつて、容器にあつては第四十四条第四項の規格に、附属品にあつては第四十九条の二第四項の規格に適合しないものを製造したことにより、当該容器又は当該附属品の装置された容器に充てんした高圧ガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該容器又は当該附属品を製造した登録容器等製造業者に対し、その製造した容器又は附属品の回収を図ることその他当該容器又は当該附属品の装置された容器に充てんした高圧ガスによる災害の拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

○ 建築基準法(抄)

(型式部材等製造者の認証)

第六十八条の十一 国土交通大臣は、申請により、規格化された型式の建築材料、建築物の部分又は建築物で、国土交通省令で定めるもの(以下この章において「型式部材等」という。)の製造又は新築(中略)をする者について、当該型式部材等の製造者としての認証を行う。

2 前項の申請をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通省令で定める事項を記載した申請書を提出して、これを行わなければならない。

(認証の基準)

第六十八条の十三 国土交通大臣は、第六十八条の十一第一項の申請が次に掲げる基準に適合し

ていると認めるときは、同項の規定による認証をしなければならない。

- 一 申請に係る型式部材等の型式で型式部材等の種類ごとに国土交通省令で定めるものが型式適合認定を受けたものであること。
- 二 申請に係る型式部材等の製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が国土交通省令で定める技術的基準に適合していると認められること

(欠格条項)

第六十八条の十二 次の各号の一に該当する者は、前条第一項の規定による認証を受けることができない。

- 一 建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 二 第六十八条の二十二第一項若しくは第二項又は第六十八条の二十四第一項若しくは第二項の規定により認証を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

(認証の取消し)

第六十八条の二十二 國土交通大臣は、認証型式部材等製造者が次の各号の一に該当するときは、その認証を取り消さなければならない。

- 一 第六十八条の十二第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
  - 二 当該認証に係る型式適合認定が取り消されたとき。
- 2 国土交通大臣は、認証型式部材等製造者が次の各号の一に該当するときは、その認証を取り消すことができる。
- 一 第六十八条の十六、第六十八条の十八又は第六十八条の十九第二項の規定に違反したとき
  - 二 認証型式部材等の製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、第六十八条の十三第二号の国土交通省令で定める技術的基準に適合していないと認めるとき。
- 三 不正な手段により認証を受けたとき。

(変更の届出)

第六十八条の十六 認証型式部材等製造者は、第六十八条の十一第二項の国土交通省令で定める事項に変更（略）があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(型式適合義務等)

第六十八条の十八 認証型式部材等製造者は、その認証に係る型式部材等の製造をするときは、当該型式部材等がその認証に係る型式に適合するようにしなければならない。（以下ただし書き 略）

2 認証型式部材等製造者は、国土交通省令で定めるところにより、製造をする当該認証に係る型式部材等について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

(表示等)

第六十八条の十九 認証型式部材等製造者は、その認証に係る型式部材等の製造をしたときは、これに当該型式部材等が認証型式部材等製造者が製造をした型式部材等であることを示す国土交通省令で定める方式による特別な表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築材料、建築物の部分又は建築物に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認証型式部材等に関する確認及び検査の特例)  
第六十八条の二十 認証型式部材等製造者が製造をするその認証に係る型式部材等(以下この章において「認証型式部材等」という。)は、第六条第四項に規定する審査、第六条の二第一項の規定による確認のための審査又は第十八条第三項に規定する審査において、その認証に係る型式に適合するものとみなす。

## ○ 薬事法 (抄)

- (医薬品等の製造の承認)
- 第十四条 厚生労働大臣は、医薬品（中略）、医薬部外品（中略）、厚生労働大臣の指定する成分を含有する化粧品又は医療用具（中略）につき、これを製造しようとする者から申請があつたときは、品目ごとにその製造についての承認を与える。
- 2 前項の承認は、申請に係る医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の名称、成分、分量、構造、用法、用量、使用方法、効能、効果、性能、副作用等を審査して行うものとし、次の各号のいずれかに該当するときは、その承認は、与えない。
- 一 申請に係る医薬品、医薬部外品又は医療用具が、その申請に係る効能、効果又は性能を有すると認められないとき。
  - 二 申請に係る医薬品、医薬部外品又は医療用具が、その効能、効果又は性能に比して著しく有害な作用を有することにより、医薬品、医薬部外品又は医療用具として使用価値がないと認められるとき。
  - 三 前二号に掲げる場合のほか、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具として不適当なものとして厚生労働省令で定める場合に該当するとき。
- 3 第一項の承認を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に臨床試験の試験成績に関する資料その他の資料を添付して申請しなければならない。（以下略）

(承認の取消し等)

第七十四条の二 厚生労働大臣は、第十四条の規定による承認を与えた医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具が同条第二項各号のいずれかに該当するに至つたと認めるときは、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、その承認を取り消さなければならない。

- 2 (略)
- 3 厚生労働大臣は、前二項に定める場合のほか、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の第十四条の規定による承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その承認を取り消し、又はその承認を与えた事項の一部についてその変更を命ずることができる。
- 一 第十四条の四第一項又は第十四条の五第一項（略）の規定により再審査又は再評価を受けなければならない場合において、定められた期限までに必要な資料の全部若しくは一部を提出せず、又は虚偽の記載をした資料若しくは第十四条の四第四項後段若しくは第十四条の五第四項（略）の規定に適合しない資料を提出したとき。

(新医薬品、新医療用具等の再審査)

第十四条の四 次の各号に掲げる医薬品又は医療用具につき第十四条の規定による製造の承認を受けた者は、当該医薬品又は医療用具について、当該各号に定める期間内に申請して、厚生労働大臣の再審査を受けなければならない。

- 一 既に製造又は輸入の承認を与えられている医薬品又は医療用具と、医薬品にあつては有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が、医療用具にあつては構造、使用方法、効能、効果、性能等が明らかに異なる医薬品又は医療用具として厚生労働大臣がその製造の承認の際指示したもの（以下医薬品にあつては「新医薬品」と、医療用具にあつては「新医療用具」という。）次に掲げる期間（以下この条において「調査期間」という。）を経過した日から起算して三月以内の期間（略）

(以下略)

(医薬品及び医療用具の再評価)

第十四条の五 第十四条の規定による医薬品又は医療用具の製造の承認を受けている者は、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて医薬品又は医療用具の範囲を指定して再評価を受けるべき旨を公示したときは、その指定に係る医薬品又は医療用具について、厚生労働大臣の再評価を受けなければならない。

- 2 厚生労働大臣の再評価は、再評価を行う際に得られている知見に基づき、前項の指定に係る医薬品又は医療用具が第十四条第二項各号のいずれにも該当しないことを確認することにより行う。
- 3 第一項の公示は、再評価を受けるべき者が提出すべき資料及びその提出期限を併せ行うものとする。
- 4 第一項の指定に係る医薬品が厚生労働省令で定める医薬品であるときは、再評価を受けるべき者が提出する資料は、厚生労働大臣の定める基準に従つて収集され、かつ、作成されたものでなければならない。

(製造業の許可)

第十二条 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造をしてはならない。

(許可の基準)

第十三条 前条第一項の許可の申請者が製造しようとする物が、第十四条第一項に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具である場合において、その者がその物につき同条（中略）の規定による厚生労働大臣の承認を受けていないときは、その品目に係る前条第一項の許可は、与えない。

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の許可を与えないことができる。
  - 一 その製造所の構造設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないとき。
  - 二 申請者が製造しようとする物が、政令で定める医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具である場合においては、その製造所における製造管理又は品質管理の方法が、厚生労働省令で定める基準に適合しないとき。

(許可の取消し等)

第七十五条 厚生労働大臣は、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業者又は輸入販売業者について、（中略）この法律その他薬事に関する法令若しくはこれに基づく処分に違反する行為があつたとき又はこれらの者が第六条第二号（略）、第十三条第二項第三号（略）、第二十八条第三項第二号若しくは第三十条第二項第一号の規定に該当するに至つたときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 2 （略）
- 3 第一項に規定するもののほか、厚生労働大臣は、血液製剤（安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第二条第一項に規定する血液製剤をいう。）の製造業者又は輸入販売業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(以下略)

○ 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、消費生活用製品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進し、もつて一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「消費生活用製品」とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品（別表に掲げるものを除く。）をいう。

- 2 この法律において「特定製品」とは、消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政令で定めるものをいう。
- 3 この法律において「特別特定製品」とは、その製造又は輸入の事業を行う者のうちに、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の確保が十分でない者がいると認められる特定製品で政令で定めるものをいう。

（基準）

第三条 主務大臣は、特定製品について、主務省令で、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な技術上の基準を定めなければならない。（略）

（販売の制限）

第四条 特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、第十三条の規定により表示が付されているものでなければ、特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

（事業の届出）

第六条 特定製品の製造又は輸入の事業を行う者は、主務省令で定める特定製品の区分（以下単に「特定製品の区分」という。）に従い、次の事項を主務大臣に届け出ることができる。（略）

（基準適合義務等）

第十一条 届出事業者は、届出に係る型式の特定製品を製造し、又は輸入する場合においては、第三条の規定により定められた技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合するようにしなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。（略）

2 届出事業者は、主務省令で定めるところにより、その製造又は輸入に係る前項の特定製品（略）について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

（特別特定製品の適合性検査）

第十二条 届出事業者は、その製造又は輸入に係る前条第一項の特定製品（略）が特別特定製品である場合には、当該特別特定製品を販売する時までに、次の各号のいずれかに掲げるものについて、主務大臣の登録を受けた者の次項の規定による検査（以下「適合性検査」という。）を受け、かつ、同項の証明書の交付を受け、これを保存しなければならない。（略）

（改善命令）

第十四条 主務大臣は、次の場合には、届出事業者に対し、特定製品の製造、輸入若しくは検査の方法その他の業務の方法の改善又は第六条第四号の措置の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 届出事業者が第十一条第一項の規定に違反していると認めるとき。（略）

（危害防止命令）

**第三十一条** 主務大臣は、次の各号に掲げる事由により一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認める場合において、当該危害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、販売した当該特定製品の回収を図ることその他当該特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者が第四条第一項の規定に違反して特定製品を販売したこと。
- 二 届出事業者がその届出に係る型式の特定製品で技術基準に適合しないものを製造し、輸入し、又は販売したこと。（略）

(緊急命令)

**第八十二条** 主務大臣は、消費生活用製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合において、当該危害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、政令で定める場合を除き、必要な限度において、その製品の製造又は輸入の事業を行う者に対し、その製造又は輸入に係るその製品の回収を図ることその他その製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の拡大を防止するために必要な応急の措置をとるべきことを命ずることができる。

（主務大臣及び主務省令）

**第九十五条** この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 第三条の規定による技術基準の決定に関する事項については、当該製品の製造の事業を所管する大臣
- 二 第八十九条第一項の規定による消費経済審議会への諮問に関する事項については、当該製品の製造の事業を所管する大臣
- 三 第四条第二項(第三号を除く。)の規定による届出の受理及び承認、第二章第二節の規定による特定製品に係る届出の受理、同章第三節から第五節までの規定による国内登録検査機関又は外国登録検査機関の登録、第三十一条及び第八十二条の規定による命令、第八十三条の規定による報告の徴収、第八十四条第一項及び第二項の規定による立入検査、第九十二条の申請並びに第九十三条の規定による申出に関する事項については、政令で定めるところにより、当該製品の製造、輸入又は販売の事業を所管する大臣

別表

- 一 船舶安全法第二条第一項又は第二十九条の規定の適用を受ける船舶
- 二 食品衛生法第四条第一項に規定する食品及び同条第二項に規定する添加物並びに同法第六十二条第二項に規定する洗浄剤
- 三 消防法第二十一条の二第一項に規定する検定対象機械器具等及び第二十一条の十六の二に規定する自主表示対象機械器具等
- 四 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物及び同条第二項に規定する劇物
- 五 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第一項に規定する道路運送車両
- 六 高圧ガス保安法第四十一条に規定する容器
- 七 武器等製造法第二条第二項に規定する猟銃等
- 八 薬事法第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品、同条第三項に規定する化粧品及び同条第四項に規定する医療用具
- 九 前各号に掲げるもののほか、政令で定める法律の規定に基づき、規格又は基準を定めて、その製造、輸入又は販売を規制しており、かつ、当該規制によつて一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがないと認められる製品で政令で定めるもの

## 公益通報者保護法(平成16年法律第122号)について(要旨)

### 1. 目的(第1条)

公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産等の保護にかかる法令の規定の遵守を図ること。

### 2. 定義(第2条)

#### (1) 「公益通報」及び「公益通報者」(第1項及び第2項)

① 労働者(公務員含む)が、② 不正の目的でなく、③ その労務提供先(労働者を使用する事業者(行政機関含む)、派遣労働者の派遣先、又はその取引業者)又はその役員、従業員等について、④ 犯罪行為等の事実が生じ、又は生ずるおそれがある旨を、⑤ 次のいずれかに通報すること。

- i 当該労務提供先又はそれがあらかじめ定めた者(「内部通報」)
- ii 当該犯罪行為等の事実について処分等をする権限を有する行政機関
- iii その者に対し当該事実を通報することがその発生等を防止するために必要であると認められる者(当該事実により被害を受けるおそれがある者を含み、当該労務提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。)(「外部通報」)

#### (2) 「犯罪行為等の事実」(第3項)

- ① 個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、生活環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかる法令に規定する罪の犯罪行為として別表に掲げるもの
- ② 別表に掲げる法令の規定に基づく処分に違反する行為が①の犯罪行為となる場合における、当該処分をする理由とされる事実(注: ①と関連した、前提となる法令違反行為)

### 3. 公益通報者の解雇の無効等(第3条～第5条)

労働者が一定の要件に該当する公益通報をしたことによる、(1) 解雇の無効、(2) 労働者派遣契約の解除の無効、(3) その他、降格、減給等の不利益取扱いの禁止

### 4. 事業者及び行政機関がとるべき措置

#### (1) 事業者による是正措置等の通知の努力義務(第9条)

書面により公益通報をされた事業者は、犯罪行為等の事実のは是正措置をとったときはその旨を、当該事実がないときはその旨を、当該公益通報者に対し、遅滞なく、通知する。

#### (2) 行政機関による措置の義務(第10条)

- ① 公益通報をされた行政機関は、必要な調査を行い、当該通報に係る犯罪行為等の事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適切な措置をとらなければならない。
- ② 2.(1)の公益通報が、誤って、当該事実について処分等の権限を有しない行政機関に対してされたときは、当該行政機関は、当該通報者に対し、当該通報に係る事実について処分等をする権限を有する行政機関を教示しなければならない。

## 5. 別表（第2条（上記2. (2)）関係）

(1) 刑法、(2) 食品衛生法、(3) 証券取引法、(4) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、(5) 大気汚染防止法、(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、(7) 個人情報の保護に関する法律、(8) 個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかる法律として政令で定めるもの

(本政令には、対象となる法律として道路運送車両法を規定する方向で現在政令案の策定協議中)

## 6. その他（附則関係）

(1) 施行期日は公布の日（平成16年6月18日）から2年を超えない範囲で政令で定める日

(18年4月頃に法施行の予定で検討中)